

# 四半期報告書

(第47期第2四半期)

自 平成25年1月1日

至 平成25年3月31日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 2

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況 ..... 9
  - (1) 株式の総数等 ..... 9
  - (2) 新株予約権等の状況 ..... 9
  - (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 10
  - (4) ライツプランの内容 ..... 10
  - (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 10
  - (6) 大株主の状況 ..... 10
  - (7) 議決権の状況 ..... 11
- 2 役員の状況 ..... 11

### 第4 経理の状況

- 1 四半期連結財務諸表 ..... 12
  - (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 13
  - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 15
    - 四半期連結損益計算書 ..... 15
    - 四半期連結包括利益計算書 ..... 16
  - (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 ..... 17
- 2 その他 ..... 22

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 23

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【四半期会計期間】	第47期第2四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第2四半期 連結累計期間	第47期 第2四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 10月1日 至平成25年 3月31日	自平成23年 10月1日 至平成24年 9月30日
売上高（百万円）	26,084	25,608	53,387
経常利益（百万円）	2,970	2,665	6,431
四半期（当期）純利益（百万円）	1,376	1,560	3,112
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	1,724	2,338	3,232
純資産額（百万円）	53,022	55,671	53,958
総資産額（百万円）	67,499	69,930	69,588
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	51.55	58.60	116.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	51.55	58.51	116.60
自己資本比率（%）	76.7	77.7	75.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,298	117	6,889
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,459	△651	△2,634
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△709	△679	△1,324
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	11,214	13,800	15,014

回次	第46期 第2四半期 連結会計期間	第47期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	49.01	48.67

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### I. 経営成績

株式会社TKC及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が25,608百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）1.8%減）、営業利益は2,589百万円（前期比10.6%減）、経常利益は2,665百万円（前期比10.2%減）、四半期純利益は1,560百万円（前期比13.3%増）の業績となりました。

当第2四半期における業績は、売上高、営業利益ともに前年同四半期と比較し減少となりました。これは、地方公共団体事業部門において、前期においては「こども手当対応」「住民基本台帳法改正対応」等に係るシステム改修、大型のシステム更新案件がありましたが、当期においてはこのようなシステム改修、システム更新案件が無かったことによるものであり、期初の業績予想のとおり推移しております。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

#### 1. 当社グループの当第2四半期業績の推移

##### (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は18,903百万円（前期比0.3%増）、営業利益は2,607百万円（前期比3.0%増）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は38,750百万円（前期比1.6%増）、営業利益を4,558百万円（前期比0.3%増）と見込んでいます。
- ②TKC会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は前期比0.9%減となりました。これは、これまでTKC情報センターのホストシステムから出力していた「元帳」を、会計事務所でも利用する「オフィスマネジメントシステム（OMS）」からの出力を可能としたことに伴い「元帳」売上高が減少したことによります。
- ③TKC会員事務所向け及びその関与先企業向けのソフトウェア売上高は、前期比0.6%増となりました。これは、一般法人向けのFX4クラウドの利用法人数が増加したことによるものです。
- ④システムコンサルティング売上高は前期比8.4%減となりました。これは、前期に公益法人制度改革に伴い新たな会計基準が施行され、クライアントサーバ型のFX4（公益法人会計用）の新規立ち上げ支援売上がありましたが、当期はこれが無かったことによるものです。
- ⑤TKC会員事務所向け及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は前期比7.8%減となりました。これは、従来クライアントサーバ方式で提供してきたFX4をクラウド方式で運用するFX4クラウドに変更し、サーバ等のハードウェアの販売を停止したこと、並びにOMSを平成24年10月からクラウド化したことに伴い、TKC会員事務所向けのサーバ等のハードウェアの受注が減少したことによるものです。

##### (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は5,087百万円（前期比9.8%減）、営業損失は54百万円（前期は営業利益318百万円）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は11,500百万円（前期比4.9%減）、営業利益を1,350百万円（前期比14.5%減）と見込んでいます。
- ②市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比1.3%減となりました。これは、前期が3年に一度の固定資産税評価替処理の基準年度に当たり、前期の処理件数が増加しましたが、当期はこれが無かったことによるものです。
- ③市町村向けのASPサービス売上高は、前期比10.6%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するASPサービス利用が伸展したことによるものです。
- ④市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比27.3%減となりました。これは、前期に行われた住民基本台帳法改正等の制度改正に伴うシステム改修業務が終了したことによるものです。
- ⑤コンサルティング・サービス売上高は、前期比1.9%増となりました。これは、地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は1,617百万円（前期比1.2%増）、営業利益は31百万円（前期比26.7%減）の業績となりました。なお、通期においては当部門の売上高等は期初の業績予想のとおり、売上高は3,250百万円（前期比2.3%増）、営業利益を92百万円（前期比1.3%増）と見込んでいます。
- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.2%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退による受注額の減少が続いていることによりますが、昨年12月に選挙関連商品の受注があり、売上高は微減となりました。
- ③DPS（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比1.6%増となりました。これは昨年12月の選挙関連商品の受注とDMなど広告商品の受注増によるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成25年3月31日現在の会員数1万400名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会の活動について

①TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針に沿って、全国で20のTKC地域会とともに積極的な活動を展開しています。

1) 重点活動テーマ

- i) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- ii) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- iii) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

2) 行動指針

- i) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- ii) 継続MA Sシステムを活用した経営助言の実践
- iii) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- iv) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- v) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- vi) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- vii) OMSのフル活用による事務所管理体制の構築
- viii) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、経済産業省殿及び中小企業庁殿、並びに金融庁殿などが実施する施策に対応したもので、わが国の中小企業の健全な発展のために「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。TKC全国会では、これらの重点活動テーマを効果的かつ組織横断的に推進していくため、平成24年7月に委員会等を再編成し、より積極的な活動を開始しています。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が日本の中小企業の生き残り と健全な発展に寄与し、またTKC全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などへ積極的に取り組んでいます。

②TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

平成25年1月18日に開催された「TKC全国会 政策発表会」において、栗飯原一雄TKC全国会会長から「TKC全国会 創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標」が発表されました。これは、「TKC会員が従来果たしてきた中小企業経営者の良き相談相手としての役割から一歩踏み込み、中小企業の支援者として、その財務経営力と資金調達力の向上を図ることにより中小企業の存続と健全な発展に寄与しなくてはならない。」との高い使命感から提言されたものです。この提言においては、現下の中小企業と会計事務所を取り巻く経営環境を踏まえ、TKC全国会の5つの事業目的（①租税正義の実現、②税理士業務の完璧な履行、③TKC会員事務所の経営基盤の強化、④TKCシステムの徹底活用、⑤前記の目的を達成するための会員相互の啓発、組織運営、互助及び親睦）に加えて新たな政策課題として「中小企業の存続・発展の支援」をあげ、TKC会員数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標について言及したものとなっています。当社ではTKC全国会の指導のもと、全力をあげてこの戦略目標の実現を支援してまいります。

(2) 高まる社会からの税理士への期待

平成24年8月30日、「中小企業経営力強化支援法（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）」が施行されました。この法律の目的は、①中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として、別途認定した金融機関、税理士・税理士法人等を「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）として公的な支援機関に位置づけ、その活動を後押しする、②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための施策を講ずる

——こととされています。政府は、こうした施策の一貫として平成24年度補正予算と平成25年度当初予算において、認定支援機関が活用できる各種の政策ツールを整備するとともに、認定支援機関の経営支援を前提とした新たな融資制度である「経営支援型セーフティネット貸付」「中小企業経営力強化資金融資」など、重点的な取り組みを行っています。

T K C全国会では、社会の税理士に対する期待に応えるため、認定支援機関への積極的な申請・登録をT K C会員に対して勧奨しています。その結果、平成25年3月31日までに3,964のT K C会員事務所が認定申請を行い、4号認定（平成25年3月21日）までに認定された全6,740機関のうち、54.3%に当たる3,658機関（税理士及び税理士法人としての認定では5,000機関中73.2%）がT K C会員事務所となっています。

なお、当社では、「認定支援機関向け経営改善・事業再生研修に係る委託業務」へ応札し、同事業を受託しました。当研修事業は1月中旬から3月上旬にかけて全国40都市80回開催されました。

### (3) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の普及と定着

中小企業経営力強化支援法が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」（平成24年2月公表）です。

当社では、T K C全国会の指導のもと、中小会計要領の普及と定着を図るため、「中小会計要領初年度移行とT K Cシステム対応実務」研修を1月下旬から2月末にかけて全国で80回開催しました。当研修会には約3,000会員事務所6,000名が参加しています。この研修の目的は、①「中小会計要領」初年度移行を指導するための知識を習得する、②T K Cシステムの改訂内容を周知する、③経営革新等支援機関の役割を理解する——ことにあります。

### (4) 「中小企業の経営力と資金調達力の強化を支援する」ための活動

国は、中小企業経営者に対して「自らの経営状況（P/L、B/S等）や資金繰りへの説明能力を高める」とことと「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。これらを実現するための基礎となるものが、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」です。

しかし、中小企業の現状を見ると、期中は「現金主義」による記帳を行い、決算時にだけ「発生主義」による決算書を作成するケースが多く存在します。こうした場合、掛取引などが月次決算に反映されない等により、経営者は期中における正しい業績把握をすることができません。経営者が会社の業績を正しく把握し、中小企業経営力強化支援法が求める「資金繰りへの説明能力の向上」と「期中管理の実施」を実現するためには、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」が不可欠です。

当社では、T K C会員が中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況のモニタリングを支援するF X 2シリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する「継続M A Sシステム」の利用拡大に注力しています。当第2四半期においては、前期に引き続き重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成25年3月31日現在、F Xシリーズは約17万2,000社（前年同月比108.5%）の関与先企業で利用され、継続M A Sシステムは約7,000事務所（前年同月比101.0%）に利用されています。

### (5) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、T K C会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している、当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、T K C会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K Cが第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して経営改善計画の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的なモニタリングといったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、コンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、T K C会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

### (6) 「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ためのOMS利用促進活動

税理士事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）及び税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守する事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

当社では、こうした事務所体制の構築を支援するため、会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として開発した「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用を促進しています。また平成24年10月15日からは、クラウド技術を活用した「OMSクラウド」をラインナップに加え、平成25年3月31日現在で約5,600会員会計事務所（前年同月比102.3%）において利用されています。

### (7) 未入会税理士へのT K C全国会入会促進活動

当社では、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもと、平成25年1月から2月にかけて、①新規関

与先獲得をどう実現するか、②金融機関の信頼をどう勝ち取るか、③国の中小企業政策をどう活かすか——の3点をテーマとする「TKC会計事務所経営セミナー」を全国17都市18会場で開催し、TKC全国会入会を検討する230名の税理士に参加いただきました。

#### (8) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展を支援するため、①関与先拡大支援、②優良関与先の離脱防止、③TKC会員事務所の経営承継支援——を展開しています。

##### ①関与先の拡大支援

###### 1) 小規模企業の増加への対応

『平成21年経済センサス—基礎調査』（総務省）によれば、わが国の法人企業約178万7,000社（非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、上位の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とする小規模企業向けに会計、給与、請求をワンパッケージとしたシステム「e21まいスター」を提供しています。

本システムには、3年間無償で利用できる高品質なホームページ作成サービスなど、小規模企業の経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しており、高い評価を得ています。e21まいスターは平成25年3月31日現在で、約1万6,000社にご利用いただいています。

###### 2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として子会社の海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理の強化が必至となっています。また、IFRS（国際財務報告基準）へのコンバージェンスの一環として、平成25年1月に企業会計基準委員会が「企業結合会計基準及び関連するその他の会計基準等を一部改正する公開草案」を公表しました。新会計基準は平成27年4月1日以後に開始する事業年度からの適用が予定され、これにより企業グループの会計処理へ大きな影響を与えることが予想されています。

一方、税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加しています。国税庁が平成25年3月29日に公表した平成23年度分の「会社標本調査」によれば、連結親会社は1,100社（前年比22%増）、連結子会社は8,100社（前年比24.1%増）となり、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。こうした動きは、国税庁が進める「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」とも相まって、今後一段と加速することが想定されます。

当社では、そうした中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）を開発・提供し、平成25年3月31日現在で約1,800企業グループ（合計約9,000社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業グループにおいては、TKC会員が子会社の税務顧問に就任したり、会計・税務に関わる各種コンサルティング・サービスで契約を締結するケースも増え、当社事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」に資する成果も目立ってきました。

当第2四半期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成25年3月31日現在の会員数は1,100名）と連携し、2月～3月にかけて全国延べ20会場において、中堅・大企業を対象とした「春季TKC会計・税務セミナー」を開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

###### 3) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでもTKC全国会社会福祉法人経営研究会では、「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。

当社では、こうした研究会の活動を支援するため、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」と中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」を提供しています。特に、新「社会福祉法人会計基準」の施行にあわせて提供を開始した、「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」は平成25年3月31日現在で約400法人に採用されています。

一方、公益法人向けでは、平成24年9月28日より「FX4クラウド（公益法人会計用）」の提供を開始するなど、公益法人市場におけるTKC会員の関与先拡大を支援しています。

##### ②優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの統合型会計情報システム「FX4クラウド」の利用企業数は、平成25年3月31



日現在で約2,100社（従来版F X 4と合わせると約3,300社）となりました。このシステムは、TKC会員事務所の優良中堅関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するべく提供しているものです。

TKC全国会では、「F X 4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を活動目的とするTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを設置し、会員にF X 4クラウドの優良関与先への導入を勧奨しています。これに伴い、平成24年11月から平成25年1月にかけて、F X 4クラウドの普及と活用の促進を目的として、全国で20のTKC地域会においてキックオフ研修会を開催しました。

当社ではこうした活動を支援するため、F X 4クラウドの機能強化に加え、システムの特長や活用法などを解説する資料の充実を図るとともに、セミナーの開催支援を行いました。

### ③TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進む中で、経営承継はTKC会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「TKC会員事務所承継支援室」を設置し、TKC全国会総務委員会の指導のもとでTKC会員の円滑な事業承継を支援しています。

## (9) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる約24万3,400件（平成25年3月31日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には約82万1,400件の文献情報、44の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成25年3月31日現在で1万4,000件を超える機関に利用されています。

当第2四半期においては、引き続き法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しています。特に株式会社ぎょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合したTKCローライブラリー基本サービスセットと、平成24年4月に提供を開始したコンテンツ「交通事故民事裁判例集Web」「交通事故損害賠償事例データベース」「ビジネス法務Web」等の販売促進に取り組むとともに、同社の全国ネットワークを活かし、「法律事務所実務セミナー」の開催を予定しています。

また、司法修習生への利用促進の強化を図るため、平成24年11月に新司法修習生を対象とした特別セミナー「先輩弁護士に聞く司法修習生のすべて」（参加200名以上）を開催するとともに、リニューアルした「TKCローライブラリー（司法修習生版）」の提供を平成24年12月より開始しました。

さらにアカデミック市場では、学生の減少や補助金削減などにより厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案しています。同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」に司法試験の過去問題などを追加搭載し、その利用価値を高めています。

一方、「TKCローライブラリー（海外版）」（平成22年6月提供開始）の代理店販売は、平成25年3月31日現在で大韓民国の政府機関やロースクール等20機関で利用され、年々増加しています。平成24年5月から新たに展開を開始した台湾においても司法院や法学部を擁する主要大学等での利用が順次拡大しています。今後も日本法を研究する機関での利用拡大が見込まれています。

## 3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

### (1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人程度まで）を対象とする「TKC行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

TKC行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス（TASK.NET）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたTKC行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

また当第2四半期においては、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会殿（県内18町村が参加）の自治体クラウド共同化事業を受注しました。TASKクラウドサービスは、平成25年3月31日現在、14団体で稼働しています。

### (2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成25年3月31日現在で約700団体に利用されており、そのうち約620団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。また、平成25年1月より課税資料の効率的な検索照会を可能とする「TASKクラウド課税資料イメージ管理サービス」の提供を開始しました。これは、所得税確定申告書や給与支払報告書などの各種課税資料をスキャナーなどでイメージ化し、TKCのデータセンターで一元的に保管管理するサービスで、平成25年3月31

日現在、7団体で利用されています。

### (3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、平成25年3月31日現在、4団体で利用されています。

### (4) 法律及び制度改正等への対応

#### ① 「地方公会計制度改革」への対応

当社では、「TASKクラウド公会計システム」の機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「TASKクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「TASKクラウド行政評価システム」など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当第2四半期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してTASKクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「TASKクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成25年3月31日現在で約50団体に利用されています。

#### ② 「TASKクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして、平成24年4月より「TASKクラウド公営企業会計システム」の提供を開始し、平成25年3月31日までに奈良県基幹システム共同化検討会（県内6市町が参加）を含む10団体から受注しました。

## 4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（DPS）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第2四半期における売上高は、ビジネス帳票の需要減退傾向やDPS商品の受注減少により前年同期間比で大幅な減となりました。しかし、通期においては第1四半期における選挙関連商品、及びDPS商品の受注増加などにより、ほぼ前年と同様の微増売上となりました。

## II 財政状態

当第2四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

### 1. 資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、69,930百万円となり、前連結会計年度末69,588百万円と比較して341百万円増加しました。

#### (1) 流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、31,476百万円となり、前連結会計年度末31,645百万円と比較して168百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金が減少したこと等によるものです。

#### (2) 固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、38,453百万円となり、前連結会計年度末37,943百万円と比較して、509百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が増加したこと等によるものです。

### 2. 負債の部について

#### (1) 流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、9,667百万円となり、前連結会計年度末11,171百万円と比較して、1,503百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、未払金及び賞与引当金が減少したこと等によるものです。

#### (2) 固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、4,591百万円となり、前連結会計年度末4,459百万円と比較して、132百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金及び「その他」に含まれている長期設備未払金が増加したこと等によるものです。

### 3. 純資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、55,671百万円となり、前連結会計年度末53,958百万円と比較して1,713百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものです。

なお、当第2四半期連結会計期間末における自己資本比率は77.7%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して2.1ポイント増加しました。

### Ⅲ キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,213百万円減少し、13,800百万円になりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

#### (1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、117百万円の収入（前年同四半期比1,180百万円収入減）となりました。その主な理由は、税金等調整前四半期純利益を計上したこと、法人税等1,611百万円を支払ったこと等によるものです。

#### (2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、651百万円の支出（前年同四半期比807百万円支出減）となりました。その主な理由は、有形固定資産の取得代金368百万円並びに無形固定資産の取得代金327百万円を支払ったこと等によるものです。

#### (3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、679百万円の支出（前年同四半期比29百万円支出減）となりました。その主な理由は、平成24年9月期末末配当586百万円（1株当たり普通配当22円）を支払ったこと等によるものです。

### Ⅳ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### Ⅴ 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は51百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第 一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日	—	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(6) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.6
TKC社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,582	5.9
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚 真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
飯塚 容晟	神奈川県鎌倉市	788	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	598	2.2
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	598	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	569	2.1
計	—	13,397	50.1

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 121,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,561,300	265,613	—
単元未満株式	普通株式 48,133	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	265,613	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	116,100	—	116,100	0.43
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	121,600	—	121,600	0.45

2 【役員】の状況

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	22,614	21,400
受取手形及び売掛金	5,916	7,260
たな卸資産	* 506	* 450
その他	2,659	2,415
貸倒引当金	△51	△50
流動資産合計	31,645	31,476
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,156	5,932
土地	6,385	6,371
その他(純額)	1,884	1,869
有形固定資産合計	14,426	14,173
無形固定資産	1,188	1,222
投資その他の資産		
投資有価証券	4,276	5,345
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,373	1,357
その他	3,493	3,169
貸倒引当金	△13	△14
投資その他の資産合計	22,329	23,058
固定資産合計	37,943	38,453
資産合計	69,588	69,930
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,782	3,067
短期借入金	45	50
未払金	3,168	2,694
未払法人税等	1,644	804
賞与引当金	2,494	2,152
その他	1,036	898
流動負債合計	11,171	9,667
固定負債		
長期借入金	15	4
退職給付引当金	3,526	3,607
その他	917	978
固定負債合計	4,459	4,591
負債合計	15,630	14,259



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	42,460	43,427
自己株式	△143	△194
株主資本合計	53,426	54,341
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△783	△17
その他の包括利益累計額合計	△783	△17
新株予約権	30	55
少数株主持分	1,284	1,291
純資産合計	53,958	55,671
負債純資産合計	69,588	69,930

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	26,084	25,608
売上原価	10,198	9,803
売上総利益	15,885	15,804
販売費及び一般管理費	※ 12,991	※ 13,215
営業利益	2,894	2,589
営業外収益		
受取利息	17	14
受取配当金	23	15
受取地代家賃	17	17
持分法による投資利益	6	8
その他	13	22
営業外収益合計	79	79
営業外費用		
支払利息	2	1
自己株式取得費用	0	0
その他	1	0
営業外費用合計	3	2
経常利益	2,970	2,665
特別利益		
固定資産売却益	—	0
特別利益合計	—	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	16	6
投資有価証券売却損	35	—
投資有価証券評価損	13	0
特別損失合計	65	7
税金等調整前四半期純利益	2,904	2,658
法人税、住民税及び事業税	1,134	781
法人税等調整額	390	310
法人税等合計	1,524	1,092
少数株主損益調整前四半期純利益	1,379	1,566
少数株主利益	2	5
四半期純利益	1,376	1,560

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,379	1,566
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	344	771
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	344	771
四半期包括利益	1,724	2,338
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,719	2,326
少数株主に係る四半期包括利益	5	11

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,904	2,658
減価償却費	1,125	984
固定資産売却損益 (△は益)	0	0
固定資産除却損	16	6
投資有価証券売却損益 (△は益)	35	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	13	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△384	△342
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	78	80
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,714	△1,459
その他の資産の増減額 (△は増加)	114	△38
仕入債務の増減額 (△は減少)	146	322
その他の負債の増減額 (△は減少)	△13	△512
その他	△17	△1
小計	2,306	1,700
利息及び配当金の受取額	47	30
利息の支払額	△2	△1
法人税等の支払額	△1,053	△1,611
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,298	117
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△4,600	△3,500
定期預金の払戻による収入	4,000	3,500
有形固定資産の取得による支出	△576	△368
無形固定資産の取得による支出	△306	△327
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
その他	24	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,459	△651
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20	8
長期借入金の返済による支出	—	△12
自己株式の取得による支出	△91	△73
配当金の支払額	△587	△586
少数株主への配当金の支払額	—	△4
その他	△9	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△709	△679
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△869	△1,213
現金及び現金同等物の期首残高	12,083	15,014
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 11,214	※ 13,800

**【会計方針の変更等】**

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
商品及び製品	318百万円	249百万円
仕掛品	52百万円	86百万円
原材料及び貯蔵品	136百万円	115百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
給与	4,333百万円	4,558百万円
賞与引当金繰入額	1,693百万円	1,840百万円
退職給付費用	240百万円	261百万円
減価償却費	311百万円	268百万円
賃借料	1,034百万円	1,009百万円
研究開発費	294百万円	51百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	18,214百万円	21,400百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,000百万円	△7,600百万円
現金及び現金同等物	11,214百万円	13,800百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年3月31日	平成24年6月18日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	22	平成24年9月30日	平成24年12月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	585	22	平成25年3月31日	平成25年6月17日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	18,846	5,640	1,597	26,084	—	26,084
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	19	0	881	901	△901	—
計	18,866	5,640	2,479	26,985	△901	26,084
セグメント利益又は損失(△)	2,532	318	43	2,894	0	2,894

(注) 1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	18,903	5,087	1,617	25,608	—	25,608
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	20	0	870	891	△891	—
計	18,924	5,087	2,488	26,500	△891	25,608
セグメント利益又は損失(△)	2,607	△54	31	2,585	3	2,589

(注) 1. セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	51円55銭	58円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	1, 376	1, 560
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	1, 376	1, 560
普通株式の期中平均株式数 (千株)	26, 708	26, 629
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	51円55銭	58円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	2	43
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成25年 5 月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 585百万円  
(ロ) 1 株当たりの金額 22円00銭  
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年 6 月17日

(注) 平成25年 3 月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月14日

株式会社TKC

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 林 三 子 雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第47期第2四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。